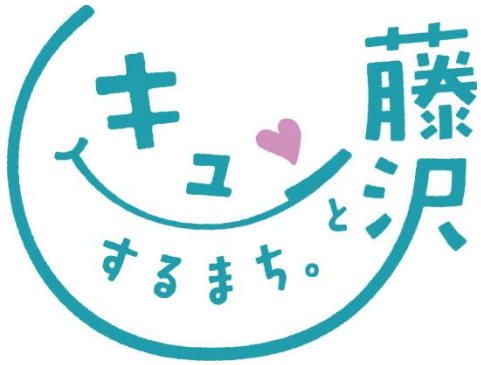




令和6年度美容所 一斉検査結果等について

藤沢市保健所生活衛生課
環境衛生担当





令和6年度 美容所一斉検査

北部	湘南大庭地区、六会地区、 湘南台地区、遠藤地区 長後地区、御所見地区
中部	川名を除いた村岡地区、 藤沢地区、明治地区、善行地区
南部	片瀬地区、鵜沼地区、辻堂地区、 村岡地区の一部(川名)

今年
度
実施





令和 6 度監視実施件数（美容所）

実施地区	施設数（※）	調査を実施した施設数
片瀬地区	3 3	2 7
鵜沼地区	2 4 3	2 0 9
辻堂地区	9 5	8 6
村岡地区（川名）	2	2

令和 7 年度実施予定：中部地区
川名を除いた村岡地区、
藤沢地区、明治地区、善行地区

※2023年度に新規開設した施設や
変更届等で調査済の施設を含む

立入検査時の評価

A ランク	指導事項がなく、良好な管理がされている施設
B ランク	指導事項が 1 つ以上ある施設
C ランク	指導事項に改善が見られず、指導票を交付した施設



立入検査時の評価結果(R6年度)

ランク	店舗数
Aランク(良好)	90施設
Bランク(指導事項あり)	203施設
その他(不在・廃業等)	31施設
	(合計:324施設)

※新規開設施設は除く



立入検査時の検査結果（R6年度）

🏠 主な指導事項

1 検査確認済証の掲示

（藤沢市美容師法施行細則第3条）

2 従事者等の変更手続き

（美容師法施行規則第20条）

3 消毒方法、消毒薬の管理

- ・ 消毒液の期限切れ
- ・ 適切な器具等の消毒方法の実施
エタノール濃度76.9%～81.4%水溶液に10分浸漬
沸騰してから2分以上煮沸
次亜塩素酸ナトリウム0.1%以上の水溶液に10分浸漬

美容師検査確認済証

美容師法第13条の規定に適合していることを確認しました。

1 確認番号 ○○○○環境第○○○○号

2 名 称 ○○○○○○○○

3 所 在 地 藤沢市○○○○○
○○○○○○○○

4 氏 名 ○○ ○○○

○○○○年（○○○年）○○月○○日

藤沢市保健所長 ○○ ○○○

店内に掲示を
お願いします

エタノール濃度・
使用期限の確認
をお願いします

【詳細は、消毒方法リーフレットを参照】



指導事項の内訳

1 検査確認済証の掲示について

美容所検査確認済証の交付を受けた者は、当該確認済証を美容所の内部の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

参考：藤沢市美容師法施行細則第3条

※検査確認済証を亡失又はき損した場合には、再交付申請をしてください。



指導事項の内訳

2 従事者等の変更手続きについて

変更手続きが必要な事例

- ・管理美容師の設置・変更
- ・従業員の雇い入れ・退職
- ・営業者住所・氏名・代表者の変更
- ・店舗名の変更
- ・構造設備の変更 等

※廃止の場合には、**廃止後**に手続きが必要になります。



指導事項の内訳

2 従事者等の変更手続きについて

変更の届出は、その旨を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、**保健所**を設置する市の市長又は特別区の区長**に提出**することによって行うものとする。

参考：美容師法施行規則第20条



指導事項の内訳

2 従事者等の変更手続きについて

開設者の変更について

- ・事業譲渡

例：個人→法人 法人→別法人

⇒譲渡した日付で手続き方法が異なります。

別のスライドで詳しく説明します。

- ・相続（個人開設施設）

- ・合併（法人開設施設）

- ・分割（法人開設施設）

地位承継届

それぞれの手続きで必要書類が異なる ➡ 保健所に相談を！！



指導事項の内訳

2 従事者等の変更手続きについて

地位承継の届出は、その旨を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、**保健所**を設置する市の市長又は特別区の区長に**提出**することによって行うものとする。

参考：美容師法施行規則
第20条の2、21条、22条、22条の2



指導事項の内訳

3 消毒薬方法・消毒薬の管理について

器具の適正消毒について

- ・消毒薬の使用期限が切れている
- ・省令で定める消毒方法以外の方法で行っている 等



指導事項の内訳

3 消毒薬方法・消毒薬の管理について

【消毒薬の期限が切れている】

- ・消毒薬には使用期限があります。

使用期限を過ぎていると、十分な消毒効果が得られない可能性があります。

⇒ **定期的な使用期限の確認**をお願いします。



指導事項の内訳

3 消毒薬方法・消毒薬の管理について

【省令で定める消毒方法以外の方法で行っている等】※

添付資料参照：理容所・美容所における器具等の消毒方法について

※美容師法施行規則25条

施設での衛生管理・法令遵守の自主管理表 (本日の資料をご確認下さい)



お伝えしてきた指導事項は、
以下の自主管理表の点検事項に入っています。

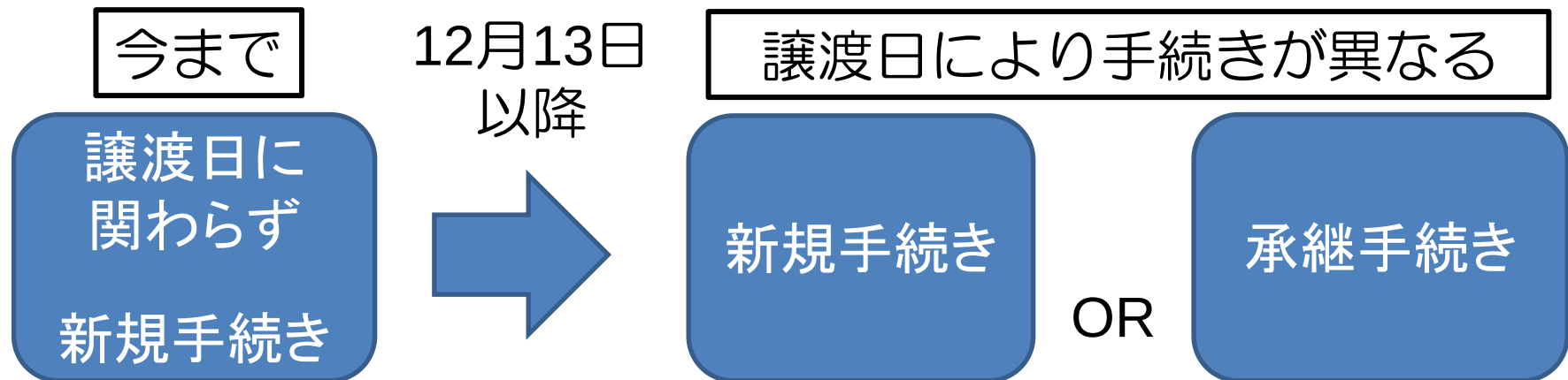
環境衛生営業自主管理表（理容所・美容所）									
施設名		点検年月日			年月日		年月日		年
No.	項目	点検事項	点検結果及び改善年月日			チェック	チェック	チェック	
1	営業所の広さ等	営業所の広さは、規定とおりですか。(床面積：理容所 11.55㎡以上、美容所 13.2㎡以上) 作業所は、居室、休憩室等に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていますか。							
2	採光・照明	採光及び照度が十分得られる構造設備ですか。 ※ 作業面の照度は、300ルクス以上ですか。				※	※	※	
3	換気	機械換気設備等により、換気が十分に行える構造ですか。 ※ 所内は、換気がよく、空気環境は常に次の基準に適合していますか。(炭酸ガス濃度 1,000ppm 以下、一酸化炭素濃度 10ppm 以下) ※ 換気に有効な開口部は、他の排気の影響を受けない位置に設けられていますか。				※	※	※	
4	待合設備	待合の設備が設けられ、作業所と区分されていますか。							
5	洗場	床及び壁板は、コンクリート、タイル等の不透水性材料が用いられ、清掃しやすい構造ですか。 所内で使用する水は、清浄なものですか。 汚水を完全に排出できる流水式の構造設備が設けられていますか。							
6	消毒設備・消毒方法	消毒方法に応じた消毒器具類が完備され、常に清潔に保たれていますか。 厚生省令で定める消毒方法により、器具に応じた適切な消毒が行われていますか。 ※ 消毒に用いられる薬品は、戸棚等に適切に保管されていますか。 消毒液は、適宜交換していますか。				※	※	※	
7	皮膚に接する器具・布片類	客数に応じた十分な数が備えられ、客1人ごとに清潔なものを使用し、器具は客1人ごとに消毒していますか。 皮膚に接する布片は、消毒済みのものを使用していますか。 ガラス張りケース、戸棚、ふた付き容器等が備えられ、消毒済みのものと未消毒のものとが用途に応じて、それぞれ区別して衛生的に格納されていますか。 皮膚に接する布片に加えて紙製品を用いる場合は、清潔なものを使用し、客1人ごとに廃棄していますか。							
8	客用被布、作業衣等	客用被布及び洗髪器その他の客に皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染されるものは、常に清潔に保たれていますか。 タオル等は、客1人ごとに清潔なものと取り替えて使用していますか。 ※ 作業衣は、専用のものとし、清潔なものを使用していますか。 顔面作業の際は、マスクを使用していますか。				※	※	※	
9	手指の清潔・消毒	作業中は手指が清潔に保たれていますか。 ※ 爪は短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行っていますか。 ※ 感染症の患者又はその疑いのある者若しくは皮膚疾患のある者を扱ったときは、作業終了後、作業者の手指及び使用した器具等の消				※	※	※	

美容業関連法の動向

『生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律』

【施行日】 2023年(令和5年)12月13日

【概 要】 譲渡の手続き方法の変更



事業譲渡日による手続きの違いについて

譲渡日

2023年12月13日
よりも前

新規手続き

2023年12月13日
以降

承継手続き

必要な書類

- ①地位承継届
- ②営業の譲渡が行われたことを証する書類の写し（譲渡契約書、両名による覚書等）
- ③確認済証

なお、譲渡後の営業者が法人の場合は、登記事項証明書を
確認します。



新しく必要書類になった譲渡契約書等について、説明します。

②営業の譲渡が行われたことを証する書類 (譲渡契約書、両名による覚書等)

譲渡契約書等には、以下の記載が必要です。

- 譲渡人氏名、住所
- 譲受人氏名、住所
- 営業施設の名称、所在地
- 当該届出に係る事業を譲渡した旨
- 譲渡の事実があった日

事業譲渡をする場合の注意事項について

- 営業における衛生管理に関する責任は、譲受人にあります。事業の継続や従業員の雇用の維持等により衛生水準の確保に努めてください。
- 譲渡に伴い、再度施設の検査があります。
- 同一性が認められないような大幅な変更がある場合は、新規と同様の取り扱いとなります。



事業譲渡に関する手続きが整備されます 2023年12月13日から、承認手続きまたは届出のみとなります

1 2023（令和5）年12月13日から、以下の営業の事業譲渡について、合併・分割・相続の場合と同様に、譲受人は、新たな許可の取得等を行うことなく、承認手続きまたは届出により、営業者の地位を承継することとなります。

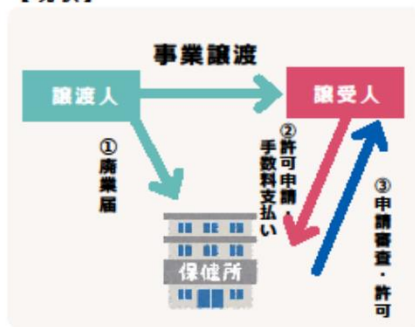
対象となる営業（根拠法）

- | | |
|---------------------|--------------------------------|
| ・旅館業（旅館業法）※要事前申請 | ・クリーニング所又は無店舗取次店の営業（クリーニング業法） |
| ・食品衛生法に基づく営業（食品衛生法） | ・美容所の営業（美容師法） |
| ・理容所の営業（理容師法） | ・食鳥処理業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律） |
| ・興行場営業（興行場法） | |
| ・浴場業（公衆浴場法） | |

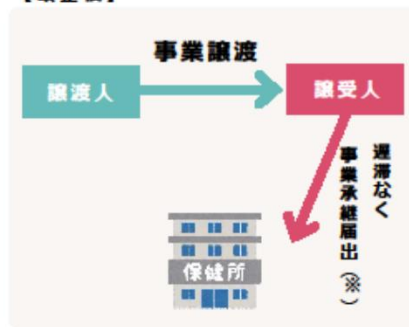
例：飲食店営業の事業譲渡（食品衛生法）

注：法律によって取扱いが異なります。旅館業法の場合、改正後は届出ではなく承認手続きが必要です。

【現状】



【改正後】



※承認届のほか、譲渡を証する書類等の添付が必要です。

2 譲渡人は、事業譲渡を行おうとする場合、管轄の保健所にあらかじめ相談するようお願いします。また、譲渡人は、必要に応じて譲受人と連携し、保健所に対し、事業譲渡後の衛生管理や事業の方針等の説明を適切に行ってください。

事業譲渡の注意事項について、お渡ししているこちらの資料をご確認ください。

廃止届について

電子申請を始めました！



QRコードを読んで、
必要事項を入力するだけ！！



ご不明な点につきましては、
藤沢市保健所 生活衛生課
電話 0466-50-3594
までお問い合わせください。

ご清聴、
ありがとうございました。